

「すずかし こども じょうれい」をつくるための アンケート (小学校1年生～3年生)

わたしたちは いま、「こどもじょうれい」という きまりを つくっています。
「こどもたちが、あんしんして たのしく すごせるまち」「こどもたちが こまっ
ているとき、すぐに たすけられるまち」にするためです。
みんなの きもちや かんがえを よくきいて つくりたいので、ぜひ きょうりょ
く してください。おねがいします。

しつもん1

あなたは なんねんせいですか。

1 ねんせい

2 ねんせい

3 ねんせい

しつもん2

あなたは、じぶんのことが すきですか。 あてはまるものを ひとつえらん
でください。

すごく すき

すこし すき

あまり すきでは ない

ぜんぜん すきでは ない

しつもん3

あなたは、おうちのひとや まわりのおとなから たいせつに されていると
おもいますか。 あてはまるものを ひとつ えらんでください。

いつも おもう

ときどき おもう

あまり おもわない

ぜんぜん おもわない

しつもん4

うちのひとや まわりのおとなは、あなたの はなしを よく きいてくれますか。 あてはまるものを ひつつ えらんでください。

いつも きいてくれる
ときどき きいてくれる
あまり きいてくれない
ぜんぜん きいてくれない

しつもん5

あなたは、いま、じぶんの すきなこと（あそんだり、べんきょうしたり、のんびりしたり など）を することが できる、じゆうな じかんが あると おもいますか。 あてはまるものを ひつつ えらんでください。

すごく おもう
すこし おもう
あまり おもわない
ぜんぜん おもわない

しつもん6

あなたは、じぶんの きもちや いいたいことを いえますか。 あてはまるものを ひつつ えらんでください。

いえる
すこし いえる
あまり いえない
ぜんぜん いえない

しつもん7

あなたは、いま こまっていることは ありますか。（いくつ えらんでも いいです）

ともだちの こと
かぞくの こと
べんきょうの こと
このほかの こと
こまっている ことは ない

しつもん8

あなたは、こまっているときに、だれに きいてもらいますか。(いくつ えらんでも いいです)

ともだち

がっこうの せんせい

おかあさん や おとうさん

おばあさん や おじいさん

きょうだい (おねえさん や おにいさん、いもうと や おとうと)

しんせき (おばさん や おじさん など)

スクールカウンセラー (がっこうで そうだんできる せんもんの ひと)

ならいごと (ピアノ、しゅうじ、サッカー、やきゅうなど) の せんせい

このほかの ひと

だれも いない

しつもん9

あなたが、たいせつだと おもうことを えらんでください。(いくつ えらんでも いいです)

わるぐちを いわれたり、なかまはずれに されたり しないこと

じぶんの きもちを じゆうに いえること

ごはんや きるものや ねるところが あること

びょうきや けがを したときに、すぐに みてもらえること

いたいこと、こわいこと、いやなことを されないこと

のんびりしたり、あそんだり すること

べんきょう できること

しょうらいの ゆめを もつことができること

このほかの こと

とくに ない

鈴鹿市では、全ての子どもたちが権利の主体として尊重され、「子どもたちが安心して楽しく過ごせるまち」「子どもたちが困っているとき、すぐに助けられるまち」を目指し、「鈴鹿市子ども条例（仮称）」を新しくつくります。みなさんの意見を参考にしてつくっていきたいと考えていますので、アンケートへのご協力をお願いします。

小学校4年生 小学校5年生 小学校6年生
中学校1年生 中学校2年生 中学校3年生

問2 子どもには大切な「子どもの権利」があります。「ごはんや着るものや寝るところがあって、安心して暮らせること」「自由に遊べること」「学校で勉強ができること」「自分の思っていることを言えること」「怖い思いや、痛いことをされないこと」などです。あなたは、こうした「子どもの権利」を知っていますか。当てはまるものを1つ選んでください。

問3 子どもの権利には、次のようなものがあります。あなた自身が特に大切だ
と思う子どもの権利を、次の中から選んでください。(いくつでも可)

その他 ()

問4 あなた自身やあなたの周りで、守られていないことがあると思う子どもの権利を選んでください。(いくつでも可)

差別されないこと

悪口を言われたり、仲間はずれにされたりしないこと

自分の気持ちを自由に言ったり、話したりできること

ごはんや着るものや寝るところがあって、安心して暮らせること

自分らしく成長すること

病気やけがをしたら手当てを受けられること

親や周りの大人から、痛いこと、怖いこと、いやなことをされないこと

のんびりしたり、遊んだりすること

勉強できること

将来の夢に向かって、やりたいことができること

特になし

その他（ ）

【ここからは、あなたの気持ちについて教えてください】

問5 あなたは自分のことが好きですか？ 当てはまるものを1つ選んでください。

そう思う

まあそう思う

あまりそう思わない

そう思わない

問6 あなたは、自分の親など、周りの大人から大切にされていると思いますか。当てはまるものを1つ選んでください。

そう思う

まあそう思う

あまりそう思わない

そう思わない

問7 大人はあなたの話をよく聞いてくれますか。当てはまるものを1つ選んでください。

そう思う
まあそう思う
あまりそう思わない
そう思わない

問8 あなたは、自分の好きなこと（遊んだり、勉強したり、のんびりしたりなど）をすることができる、自由な時間がありますか。当てはまるものを1つ選んでください。

そう思う
まあそう思う
あまりそう思わない
そう思わない

問9 あなたは、自分の気持ちや言いたいことを言えますか。当てはまるものを1つ選んでください。

そう思う
まあそう思う
あまりそう思わない
そう思わない

【最後に、困りごとについてお聞きします】

問10 あなたは、困っているときに相談できる人がいますか。当てはまるものを1つ選んでください。

いる（問11へ）
いない（問12へ）

問 11 あなたは、困っているときにだれに相談しますか。(いくつでも可)

友だち

学校の先生

母親や父親

祖父母（おばあちゃんやおじいちゃん）

きょうだい（姉や兄、妹や弟など）

親せき（おばさんやおじさんなど）

スクールカウンセラー

地域のクラブや習い事（塾やピアノや習字など）の先生

その他（ ）

問 12 今、困っていること、悩んでいること、つらいと感じていることはありますか。(いくつでも可)

友達のこと

家族のこと

勉強や進路のこと

将来のこと

特になし

その他（ ）

問 13 あなたは、どんなところなら相談しやすいですか。(いくつでも可)

聞いたことを秘密にしてくれるところ

たくさん話を聞いてくれるところ

学校や家から遠い、離れたところ

電話やメール、SNS など、直接会わずに相談できるところ

直接会って相談できるところ

いつでも相談できるところ

わからない

その他（ ）

鈴鹿市の児童生徒の皆さんへ



「鈴鹿市子ども条例（仮称）をつくるためのアンケート」へのご協力のおねがい

令和6年1月

鈴鹿市では、「子どもの権利」が守られ、全ての子どもたちが、自分らしく、健やかに成長し、遊んだり、勉強したりできる、「子どもにやさしいまち」をつくることを目指し、「鈴鹿市子ども条例（仮称）」を新しくつくります。

この条例は、子どもたちの意見も参考にしてつくっていきたいと考えていますので、アンケートへのご協力をお願いします。

●「子どもの権利」って？

「子どもの権利」は、世界中のすべての子どもたちが持っている権利です。

例えば、

「自由に遊んで、学校で勉強が出来ること」

「ごはんや寝るところがあって、安心して暮らせること」

「自分の思っていることを言えて、やりたいことができること」

「怖い思いや、痛いことをされないこと」

など、心身ともに健康に、自分らしく育つための権利を、子どもたちは生まれながらにして持っています。

これらの子どもの権利は、1989(平成元)年の国連総会で採択された「子どもの権利条約」に定められており、日本は1994(平成6)年にこの条約を結んでいます。

子どもの権利について、もっと知りたいと思った方は、日本ユニセフ協会のホームページに、さらに詳しいことが載っていますので、ぜひそちらも見てみてください。



日本ユニセフ協会
「子どもの権利条約」

※このアンケートは「鈴鹿市役所 子ども政策課」が実施します。